

社会福祉法人ウェルエイジ

伊勢原北部地域包括支援センター

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント) 運営規程

【事業の目的】

第1条 社会福祉法人ウェルエイジが開設する伊勢原北部地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業及び日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、伊勢原市及び関係市町村、他の包括支援センター、基幹型包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者との連携に努める。

【センターの名称等】

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 伊勢原北部地域包括支援センター
- ② 所在地 神奈川県伊勢原市高森4-4-34

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 常勤 1名 （主任介護支援専門員と兼務）
管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

② 担当職員

主任介護支援専門員	常勤 1 名	(管理者と兼務)
保健師等	常勤 1 名	
社会福祉士	常勤 1 名	
介護支援専門員	常勤 1 名以上	

担当職員は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたる。

【営業日及び営業時間】

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月29日～1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

【指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容】

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとする。

① 提供方法 介護予防のための効果的な支援方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施。

② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅等とする。

③ サービス担当者会議について

1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所又は自宅等とする。

2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただしやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する紹介等により意見を求めるものとする。

④ 担当職員による居宅訪問頻度等

1) 提供開始月

2) 原則として提供開始月の翌月から起算して3カ月に1回

3) サービスの評価期間が終了する月

4) 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接する等努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

⑤ モニタリング結果記録 少なくとも1月に1回

【利用料その他の費用の額】

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

2 利用者の希望に応じて「介護予防サービス計画」及びその実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する費用の実費を徴収する。

3 前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

【通常事業の実施地域】

第8条 通常の事業の実施地域は、伊勢原北部地区（下糟屋・下糟屋東1～3丁目・東富岡・栗窪・高森・高森1丁目～7丁目・高森台1丁目～3丁目）とする。

【事故発生時の対応】

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防事業及び介護予防ケアマネジメント提供により事故が発生した場合には速やかに伊勢原市及び他市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【苦情処理】

第10条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【虐待の防止】

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【業務継続計画の策定等】

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【衛生管理等】

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置

等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

【身体拘束】

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

【その他の運営についての留意事項】

第15条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年2回以上

2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターは指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量に配慮する。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は神奈川県伊勢原市、社会福祉法人ウェルエイジ及び伊勢原北部地域包括支援センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【附 則】

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【附 則】

この規程は、令和8年4月1日から施行する。